

令和4年1月26日

保護者のみなさま

島本町立第一中学校
校長 西田 敦子

新型コロナウイルスに感染症が確認された場合の基本的な対応について

日頃は本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、生徒及び教職員が新型コロナウイルスに感染した場合などにおいて、町教育委員会からの通達を受け、令和4年1月26日（水）から以下のとおりに対応いたします。

記

1 学校で感染者が確認された場合の対応について

- (1) 感染した生徒等について、出席停止の措置を行います。
- (2) 生徒が濃厚接触者又は濃厚接触の可能性のある者（以下「濃厚接触者等」という。）と判定された場合は、同様の措置（出席停止など）を行います。

2 濃厚接触者等の特定について

学校が主体的に接触状況等を確認の上、「濃厚接触の可能性のある者」の特定を行います。

3 感染者が判明した日の対応について

保護者等から感染を確認した旨の連絡を受けた際には、必要な時間を確保した後、生徒は下校し、臨時休業とします。

下校する前に濃厚接触の可能性のある者の特定が行われ、感染リスクがないと判断した場合は、授業を継続します。濃厚接触の可能性のある者の特定が困難な場合は、当該学校を臨時休業とします。下校する場合は、以下の時間を目安に下校するものとします。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 始業前に感染者を確認した場合 | 3時間目終了後 |
| (2) 始業後、午前に感染者を確認した場合 | 給食終了後 |
| (3) 午後に感染者を確認した場合 | 授業終了後 |

※(1)の場合は、給食は作りません。

4 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

- ・感染者及び濃厚接触者を出席停止とします。
- ・学級の15%程度の感染者及び濃厚接触者が確認された場合は、3日間の学級閉鎖を行います。
- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を行います。
- ・複数の学年閉鎖に加え、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校閉鎖を行います。

5 情報提供

学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業を実施した場合は、当該学校から保護者へメールで以下の内容を提供します。

- ・当該学校で感染者が確認されたこと。
- ・学級閉鎖、学年閉鎖又は臨時休業の実施期間。

6 生徒が濃厚接触者等となった場合

保健所の指示により、感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して10日間又は保健所の指定する期日まで出席停止とします。

7 同居の家族等が濃厚接触者となった場合

- (1) 出席停止の対応は、原則行いません。
- (2) 濃厚接触者に発熱等の症状等がみられる場合は、PCR検査が行われる前などは、保健所等関係機関と相談を行い、出席を見合わせるように依頼する場合があります。その場合は出席停止とします。

8 給食の対応について

臨時休業が行われたとき

- ・学校閉鎖が行われた場合、臨時休業期間中の給食は行いません。
- ・親子給食実施校については、親側の学校が臨時休業となった場合は、子側の学校については、その期間中は弁当持参となります。